

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年3月29日
照会部署名 下館年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 村山 昭仁
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 村山

(案件)

(受付番号) No. 2010-440	降給が遡って発令された場合の標準報酬月額の取り扱いについて
------------------------	-------------------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

降給が遡って発令された場合、降給の遡及した差額（減額分）について保険者算定を行うことができるのかご教授願います。

具体的な事例としては、平成21年7月に役員会を開き、平成21年7月支給分から役員報酬が減ったが、7月支払い分は通常通り支給してしまった。そのため、平成21年8月に変動があった場合

平成21年7月 164,000円
平成21年8月 36,000円 (7月降級分▲64,000円)
平成21年9月 100,000円
平成21年10月 100,000円

この場合、下記①、②、③のどの取り扱いとなるのか。

① 平成21年11月で、98千円の月額変更に該当。

平成21年8月について、7月の差額分（▲64,000円）を修正し、

平成21年8月 100,000円
平成21年9月 100,000円
平成21年10月 100,000円

② 昭和36年1月26日の通知には、「隨時改定の場合に行う保険者算定は昇給が遡及したため・・・」とあるため、

平成21年11月で、78千円の月額変更
平成21年12月で、98千円の月額変更に該当。

③ 一般の従業員の場合は実際の支払いが固定的賃金の変動となると思われるが、役員報酬の減について平成21年7月の議事録で確認ができるため、平成21年10月で、98千円の月額変更に該当。

(回答)

事例の場合、報酬の支払い日より後に開かれた役員会において降給されることが決定したものと思料するが、降給が決定した月と実際に降給する月が同月であり、役員会の議事録でその事実も客観的に確認できることから、遡及して降給したとまでは言い難く、単にその月の支払いに間に合わなかつたものと判断するのが妥当と考える。したがって、7月を起算とし、10月の随時改定(③)の取扱いとして差し支えないと思料する。

また、単に事業所の誤りにより降給前の報酬額を支払ったものであれば、当然に7月を起算月とする10月の随時改定となる。(疑義照会 2010-127 参照)

回答日 平成22年8月23日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G
回答作成者 田畠 奈津子
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上